

令和6年1月25日

SNS用ショート動画制作及びSNS分析業務に係る公募型プロポーザル実施要領

(公財) ながの観光コンベンションビューロー
観光部

1 目的

近年、とりわけ若年層において、SNSは旅行先の決定および観光情報の入手に必須のツールとなっている。各SNSでは、30秒程度の短尺の動画(以下「ショート動画」)を視聴するユーザーが急増しており、ショート動画を活用することは、観光誘客および新たな観光需要の獲得に必須である。

しかしながら、SNSアルゴリズムの変更や流行の変化など、SNSユーザーを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しており、現在、当法人の公式SNS(以下「当法人SNS」)では、ユーザーの興味関心に合った効果的な情報発信を行うことができていない。

特に、ショート動画で観光情報を発信する場合、観光地で体験できるコト・モノを三人称視点で簡潔に紹介することで、ユーザーの共感を生みファンの醸成につながるとされるが、この点においても、当法人SNSは、ユーザーニーズに応えられない状況となっている。

また、SNSの運用においては、単にショート動画を投稿するだけでなく、投稿後のユーザーの反応を調査し、コンテンツがSNSユーザーにどの程度支持されているのか分析することが必要不可欠である。

以上のことから、長野市の魅力ある観光情報をショート動画で効果的に発信し、次世代のながのファン獲得を図っていくために、本業務を行うものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

SNS用ショート動画制作及びSNS分析業務

(2) 業務内容

別紙1「SNS用ショート動画制作及びSNS分析業務委託仕様書」のとおり

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、受託事業者の企画提案の内容を反映させるために変更する場合がある。

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和6年3月31日(日)まで

(4) 契約上限額

500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、以下のいずれかとする。

(1) 当法人の賛助会員である者

(2) 個人または法人であって、次の各号いずれにも該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に該当する者

イ 長野市の規定による指名停止期間中の者

ウ 暴力団企業等または暴力団と関係を有している者

4 書類の提出

本プロポーザルへの参加においては、以下の項目を遵守して参加申出書、提案書および見積書を提出すること

(1) 提出期限 令和 6 年 2 月 5 日（月）13:00（必着）

(2) 提出方法 電子メールにて提出（PDF 形式で提出書類を添付してください。）

提出先 omotenashi@nagano-cvb.or.jp

※メール件名は「SNS ショート動画制作等プロポーザルについて」とすること

(3) 提出書類

以下の①から③までを PDF 形式で提出すること

①参加申出書（様式 1）

②提案書

提案書は以下の事項に留意して作成すること

ア 提案書には事業内容及び事業費を明記し、A4 サイズ、8 ページ以内で作成すること。また、各ページにはページ番号を付すこと

イ 納期の変更以外で、仕様書で求める要件の削除、変更に関する事由等のリスクや懸念事項がある場合は、要点とその理由を記載すること

ウ 業務実施にあたり、当法人において経費負担が別に発生する等、別途必要となる事項があれば記載すること

エ 提案内容は簡潔明瞭なものとし、専門用語の乱用は避けること。ただし、専門用語を用いることが必要となる場合は、注釈等を入れること

③見積書

ア 見積書の様式は任意だが、全体の見積金額と詳細な内訳を記載すること

イ できる限り「一式」とせず、単価と数量を明記し、積算根拠が分かるようにすること

5 提案の選定方法

審査は書面審査を行い、別紙2の「評価基準書」に基づいて審査する。

(1) 審査の実施

上記4により提出された提案書等の内容を審査し、評価点を算出する。評価点が最も高かった一者を委託事業者として選定する。評価点が同点となった場合、審査会の多数決により選考する。

審査の結果は参加したすべての事業者に令和6年2月6日(火)までに電子メールで通知する。

(2) 選定委員会の構成

選定委員会の審査員は、以下の3名で構成する。

(公財) ながの観光コンベンションビューロー 3名

6 スケジュール

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 実施要領等の公告 | 令和6年1月25日(木) |
| (2) 提案書等の提出締切 | 令和6年2月5日(月) |
| (3) 審査会の結果通知 | ～令和6年2月6日(火) |

7 失格事項

参加する事業者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出された提案書等に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったと選定委員会が認めた場合

8 留意事項

- (1) 本プロポーザルにかかる一切の費用は参加する事業者が負担する。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。
- (3) 採用された提案書等の著作権は当法人に帰属する。
- (4) 提出された提案書等は必要な範囲において複製することがある。
- (5) 本プロポーザルは委託事業者の選考を目的として実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については当法人が定める。

(公財) ながの観光コンベンションビューロー
担当：観光部 塚田、池田
〒380-0835 長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぷら座4階
TEL：026-223-6050 FAX：026-223-5520
MAIL：omotenashi@nagano-cvb.or.jp